

公益社団法人 山形青年会議所運営規程

第1条 (目的)

本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため公益社団法人山形青年会議所定款に基づき組織運営等に関する事項を定める。

第2条 (役員等の任務)

本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1. 理事長

- (1) 本会議所を代表し、全ての事業の総括責任を持つ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

2. 理事

理事長を補佐し、理事会に出席して下記の事項を審議処理する。

- (1) 定款及び諸規程に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会褒賞及び除名並びに出席向上に関する事項
- (4) 委員会の編成及び設置改廃に関する事項
- (5) 正会員の指導に関する事項
- (6) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (7) 委員会活動の助言及びその調整に関する事項
- (8) その他事項

3. 理事をもって、特別委員長、議長、本部長、常任理事、事務局長、委員長、副議長にあてる。

4. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、会務ならびに職務を分担するとともに、
本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

5. 専務理事

理事長を補佐し、次の事項を担当する。

- (1) 総会、理事会開催に関する事項
- (2) 各委員会間の連絡調整、監督に関する事項
- (3) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
- (4) 用度及び備品の管理に関する事項
- (5) 事務局の統括及びその人事給与に関する事項
- (6) 予算及びその執行の監督並びに予算に関する事項
- (7) 他に属さない庶務に関する事項

6. 常任理事

- (1) 副理事長を補佐し、各々分掌の委員会を統轄して、常に意見の調整と統一をし活発な活動

を促すことにより本会議所の円滑な運営をおこなう。

- (2) 理事会上程をする際は、各グループの委員会と事前に意見調整をするとともに議案の確認をする。

7. 事務局長

専務理事を補佐し、本会議所事務局の円滑な運営にあたる。

8. 特別委員長、議長、本部長、副議長及び委員長の任務は、理事会で定める。

10. 特別委員長、本部長及び委員長の任務は、理事会で定める。

11. 会務担当

理事長及び専務理事の事務補佐並びに各委員会の連絡調整に当たる。

第3条 (例会並びに出席に関する事項)

1. 例会は原則として毎月第2火曜日に開催する。ただし理事会の決議により変更することができる。
2. 正会員は総会、例会、所属委員会その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。
3. 総会、例会、委員会に於ける正会員の出席率を発表しなければならない。
4. 総会、例会、委員会において欠席、遅刻、早退する場合は必ず予め届出るものとする。

(グループ、特別会議、特別委員会、委員会、事務局、に関する事項)

第4条

1. 理事長のもとに、拡大グループ・地域グループ・人財グループ・交流推進グループ・L O M 運営グループ・会員拡大特別会議・花火大会特別委員会・誇りあるまら創造委員会・心あるひとづくり委員会・会員交流委員会・渉外委員会・財政規則審査委員会・総務情報委員会、事務局、の5グループ、1特別会議、1特別委員会、6委員会、1事務局を設ける。また、必要に応じて理事会の決定により特別委員会及び会議を設けることが出来る。それぞれの希望を勘案し、全般的均衡を配慮して理事会にて決定する。
2. 特別会議、特別委員会、委員会、事務局の構成は以下の通りとする。

○特別会議

議長	1名
副議長	1名
部会長	若干名
委員	若干名

○特別委員会

特別委員長	1名
本部長	1名
部会長	若干名
委員	若干名

○委員会

委員長	1名
-----	----

副委員長	1名
幹事	1名
会計	1名
委員	若干名

○事務局

事務局長	1名
会務セクレタリー	若干名
事務局員	若干名

(グループ、特別会議、特別委員会、委員会、事務局)

第5条 グループ、特別会議、特別委員会、委員会、事務局、の任務は次の通りとする。

各グループは、その任務遂行のために必要な会議を開催し、任務案の推進母体となる。

特別委員会、各委員会は毎月一回以上委員会を開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

1. 各グループ

- (1) 中長期ビジョン実現のための重点事業の推進
- (2) 委員会の効率的な事業の検討
- (3) 競合事業の調整
- (4) グループ会議の定開催
- (5) その他

2. 会員拡大特別会議

- (1) 会員の拡大に関する事項
- (2) 例会の企画・実施に関する事項
- (3) 新入会員事業の企画・実施に関する事項
- (4) その他

3. 花火大会特別委員会

- (1) 第37回山形大花火大会のプログラムと情報の発信
- (2) 持続可能な山形大花火大会実現に向けての企画・実施に関する事項
- (3) 例会の企画・実施に関する事項
- (4) その他

4. 誇りあるまち創造委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 広域まちづくり協議会に関する事項
- (3) 山形ブロック協議会との協働事業に関する事項
- (4) 災害支援活動に関する事項
- (5) その他

5. 心あるひとづくり委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 次世代育成に関する事項
- (3) 海外姉妹J Cとの交流に関する事項
- (4) 国際連合協調活動に関する事項
- (5) 外部団体との連携に関する事項
- (6) その他

6. 会員交流委員会

- (1) 新春賀詞交歓会式典並びに祝賀会に関する事項
- (2) 例会の企画・実施に関する事項
- (3) 山形J Cシニアクラブとの交流に関する事項
- (4) 日本J Cじゃがもクラブへの支援活動に関する事項
- (5) 国内姉妹J Cとの交流に関する事項
- (6) その他

7. 渉外委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 山形J C活動の取材・記録管理に関する事項
- (3) 出向者の支援に関する事項
- (4) 海外姉妹J Cとの交流に関する事項
- (5) 各種大会での渉外活動に関する事項
- (6) その他

8. 財政規則審査委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 庶務活動に関する事項
- (3) 事業予算・決算の審査に関する事項
- (4) コンプライアンスの審査に関する事項
- (5) 公益法人維持に関する事項
- (6) アワードに関する事項
- (7) その他

9. 総務情報委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 総会・例会・理事会運営に関する事項
- (3) 広報・発信活動に関する事項
- (4) 庶務活動に関する事項
- (5) その他

10. 事務局

- (1) 本会議所の円滑な運営に関する事項

- (2) 会議所運営の補佐業務並びに連絡調整に関する事項
- (3) L O M内褒賞委員会立上げに関する事項
- (4) その他

第6条 (褒賞)

1. 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績があった個人、団体、委員に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。
2. 本会議所に褒賞審議委員会を設置することができる。褒賞審議委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名とし、会員又は特別会員より理事会において選任する。委員長及び副委員長は委員会中より理事会がこれを任命する。委員会の任期は理事会の決定によるものとする。
3. 褒賞審議委員会は褒賞の適否を審議し意見を附して理事会に提出するものとする。
4. 褒賞は次の該当者又は委員会より推薦する。
 - (1) 本会議所の拡大発展に著しく功績があった者
 - (2) 本会議所の事業活動に顕著な功績があった者
 - (3) 一般社会に特に貢献する行為があった者
 - (4) 出席良好な会員
 - (5) J C活動に賛同し且つ地域社会の向上に著しく功績のあった会員以外の者

公益社団法人 山形青年会議所役員選任に関する規程

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人山形青年会議所定款に基づき役員を選任に関する事項を規定する。

第2条 (次年度役員予定者に関する事項)

次年度役員予定者は、次年度役員選考委員会が、次年度役員候補者として指名し、9月に開催される総会において決定する。

第3条 (次年度理事長予定者及び次年度業務執行理事予定者に関する事項)

次年度理事長予定者は、次年度役員選考委員会が、次年度理事長候補者として指名し、総会において決定する。

2. 次年度副理事長予定者及び次年度専務理事予定者は、第5条第1項前段で選出されたものを次年度役員選考委員会が、次年度副理事長候補者及び次年度専務理事候補者として指名し、9月に開催される総会において決定する。

第4条 (次年度監事予定者に関する事項)

次年度監事予定者は、9月に開催される総会において決定する。

第5条 (その他の次年度役員を選任に関する事項)

1. 理事長および監事以外の次年度役員候補者については、次年度理事長候補者と理事長が協議の上選出し、次年度役員選考委員会が指名する。
2. 次年度役員に立候補するものは、理事2名以上の推薦を得た上で、所定の立候補届を理事長に提出する。

第6条 (次年度役員選考委員会に関する事項)

1. 次年度役員選考委員会は、選挙によって選出された15名の委員及び直前理事長によって構成される。
2. 委員長は、直前理事長が務める。
3. 何らかの理由で直前理事長が委員長に就任できないときは、理事会の承認を受けたものが就任する。

第7条 (次年度役員選考委員選挙管理委員会に関する事項)

1. 次年度役員選考委員選挙を実施するために、次年度役員選考委員選挙管理委員会を組織する。
2. 次年度役員選考委員選挙管理委員会は、直前理事長および直前理事長が指名する4名以内の委員によって構成される。
3. 委員長は、直前理事長が務める。
4. 何らかの理由で直前理事長が委員長に就任できないときは、理事会の承認を受けたものが就任する。

第8条 (次年度役員の選任手続きの時期に関する事項)

1. 次年度役員選考委員選挙管理委員会は、5月中に組織されるものとする。
2. 次年度役員選考委員選挙は、6月中に実施されるものとする。
3. 次年度役員立候補届出は、次年度理事長候補者が定める期限までに理事長に提出されるものとする。
4. 次年度理事長候補者案と次年度役員候補者案は、9月定時総会以前に開催される理事会の承認を得なければならないものとする。

第9条 (次年度役員立候補および選任と、次年度役員選考委員会ならびに次年度役員選考委員選挙管理委員会委員に選任および指名されるための資格要件に関する事項)

1. 正会員は、次年度役員に立候補ならびに選任される資格を有する。
ただし以下のものはその資格を有しない。
 - (1) 2月末まで会費未納の者
ただし会費の延期または分納を、理事長が正当な理由ありと認められた者を除く。
 - (2) 5月末まで例会および総会出席率50パーセント未満の者
 - (3) 正会員最終年度の者
2. 正会員は、次年度役員選考委員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
ただし以下のものは被選挙権を有しない。
 - (1) 前項第1号、第2号および第3号に該当する者
 - (2) 理事長および理事長経験者
3. 次年度役員選考委員選挙管理委員は、次年度役員選考委員選挙の被選挙権を有しない正会員から指名される。
ただし以下のものはその資格を有しない。
 - (1) 2月末まで会費未納の者

ただし会費の延期または分納を、理事長が正当な理由ありと認められたものを除く。

(2) 5月末まで例会および総会出席率50パーセント未満の者

第10条 (役員就任に関する事項)

1. 選任された次年度役員予定者は、翌年1月の通常総会終結後に、本会議所の役員となる。但し、2月末までに会費未納の者はその資格を失う。
2. 前項但し書の規定は、正会員でない監事には適用しない。
3. 理事長予定者、副理事長予定者及び専務理事予定者は、第1項の役員就任後に開催される理事会の決議により理事長、副理事長及び専務理事となる。

第11条 (役員欠員に関する事項)

1. 任期中の役員より欠員が生じたとき、理事会の承認を受けて総会において決定する。
2. 理事長、副理事長、専務理事に欠員が生じた場合は、理事会の決議により理事の中から選定する。

第12条 (公益社団法人日本青年会議所役員および委員の選出に関する事項)

公益社団法人日本青年会議所の役員および委員予定者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会の承認を受けて総会において決定する。

公益社団法人 山形青年会議所会員資格規程

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人山形青年会議所定款に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

第2条 (新入会員加入審議に関する事項)

1. 入会の申し込みは在籍満2年以上の正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し理事長宛提出する。
2. 担当委員会は、入会申込書を受け入会申込者の研修を行った後、理事長と面接し同委員会の意見書を理事会に提出する。
3. 理事会は、担当委員会の意見を参考とし、入会の諾否を決定する。
4. 入会を認められたものは青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。
5. 入会を認められた会員はただらに入会金及び会費を納入するものとする。
6. 新入会員は、理事会の決定により各委員会に所属する。
7. 新会員の推薦は正会員1名につき年度内3名以内とする。

第3条 (特別会員に関する事項)

1. 正会員の年齢を超過したものはその年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。ただしこの場合にはその会員はすべて特別会員になる資格をもつ。
2. 特別会員は終身会費10,000円を正会員最終年度の末日までに納入し、例会、その他会合等に参加する場合はその実費を納入するものとする。特別会員は役員選挙権および被選挙権は有しない。理事会の諮問ある場合に限り本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

第4条 (賛助会員に関する事項)

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人又は団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事会に提出する。賛助会員は会費年額1口50,000円を納入し、例会その他の会合等に出席する場合はその実費を納入するものとする。賛助会員は役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

第5条 (会費に関する事項)

1. 本会議所の会費を次の通りとする。

正会員会費 入会金 40,000円 会費 年額 120,000円

入会金のうち、20,000円は、特定資産として、本会議所の発展のために積み立てるものとする。

会費は毎年2月末日までに納入する。ただし、理事長が正当な理由ありと認められた者については延期又は分納することが出来る。ただし分納は、原則的に2回までとする。

分納額は各々年会費を半額とし、1回目の納入を2月末日、2回目の納入を5月末日とする。

特別会員会費 終身 10,000円

正会員最終年度の末日まで納入

賛助会員会費 年額一口 50,000円

2. 前項の会費は、公益目的事業に20%以上、その残額をその他の事業及び法人会計に使用する。ただし、入会金のうち特定資産として積み立てるものは、この対象としない。また、その他の事業に使用した残額があるときは、これを公益目的事業に使用することができる。
3. 第1項に関わらず、特定の目的のため、総会の決議により、会費を設けることができる。

第6条 (休 会)

1. 正会員は、次の場合に休会を申し出ることができる。

(1) 一身上の都合により、6カ月以上山形を離れ、本会議所の正会員として活動できないと思われるとき。

(2) 傷病療養のため、6カ月以上本会議所の正会員として活動できないと思われるとき。

(3) その他止むを得ない理由のあるとき。

2. 休会を希望するものは、所定の休会願いに下記の書類を添えて、理事会に提出する。

(1) 休会を必要とする理由書又は証明書

(2) 正会員として登録の日から満2年の者は、スポンサーの意見書

3. 休会願いが理事会に提出されたときは速やかにその諾否を決定しなければならない。

4. 休会の期間は原則として当該年度末までとし満2年以上の場合は自然退会とする。

5. 休会を認められた正会員は、年会費を納入しなければならない。ただし、出席義務は免除される。

6. 休会中の会員が復会しようとするときは理事会の指示に従うものとする。

公益社団法人 山形青年会議所庶務規程

第1条(目的)

本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定する。

第2条(事務局に関する事項)

1. 事務局には事務局長1名をおく。

事務局長は理事会の承認を得て理事長が任命し事務局を統轄する。

2. 総会および理事会の議事録は専務理事がこれを事務局に備付けるものとする。
3. 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書を整理保存しなければならない。

- (1) 本会議所の定款ならびに緒規定(永久保存)
- (2) 総会ならびに理事会議事録(永久保存)
- (3) 本会議所内部の文書綴(5年間保存)
- (4) 日本JC機関紙またはパンフレット綴(1年間保存)
- (5) 事務局日誌(3年間保存)
- (6) 他JC機関紙またはパンフレット綴(1年間保存)
- (7) 受発信簿(1年間保存)

4. 事務局長は備品台帳を整理し備品の出入を監理し、備品を完全に管理しなければならない。

第3条(会計、経理に関する事項)

1. 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

- (1) 帳簿

総勘定元帳、現金預金出納帳、会費徴収簿

- (2) 決算および諸表

貸借対照表、収支決算書、事業報告書、監査報告書、剰余金(欠損金)処分計算書、財産目録

- (3) 伝票

入金伝票、出金伝票、振替伝票

2. 予算は理事会において案を作成し、総会の決議を経なければならないが、案の作成にあたっては各委員会の計画を尊重すると共に計算基礎を正確且つ具体的に然も実行可能であるように注意しなければならない。
3. 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て冗費をばぶき、効率的に運用することに努め単位事業が完了したときは速やかに収支計算書および関係書類を揃え担当委員長および委員会会計が捺印の上理事長に提出しなければならない。
4. 金銭の出納は担当理事の責任とする。ただし、日常の経費に充てるため小口の金を事務局に預けたり、或は事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡すことは差し支えない。
5. 出納にあたっては次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金および小切手はすみやかに銀行に預け入れなければならない。

- (1) 収入について発行領収書の控

- (2) 支出については支払の領収書
- (3) 領収書受領の徴収不能のものについては担当委員長が発行した支払い証書
- 6. 会計はつとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。
- 7. 決算にあつて前払費用、未集金、未払金を整理し仮受金等は原則として夫々相当する科目に振替、関係帳簿を照合且つ整理し、銀行預金残高証明等証憑書類をそろえ速やかに定款第43条に定める決算書類を作成しなければならない。
この整理は担当理事の責任とする。
- 8. 理事会は担当理事より提出された決算書類を審議し、監事の審査を受けなければならない。
その期に生じた剰余金は理事会の決議により一部を積立基金に繰入ることができる。
- 9. 監事は定款第28条の規定に従い、予算執行の状況を監査すると共に次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。このため必要な書類等の提示または説明を理事会に求めることができる。
 - (1) 決算書類の監査
 - (2) 帳簿、書類、伝票および関係書類の照合
 - (3) 現金および預金残高の確認
 - (4) 帳簿、書類、伝票および関係書類の整理保存の状況
 - (5) その他会計監査上必要な事項
- 10. 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。
 - (1) 決算書類（永久保存）
 - (2) その他関係書類（次年度より起算して5年間保存）

第4条（慶弔に関する事項）

会員の慶弔に關しては次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 正会員の結婚 10,000円
- (2) 正会員の死亡 20,000円 および花輪または供物
- (3) 正会員配偶者の死亡 10,000円
- (4) 正会員両親および子女死亡 5,000円
- (5) 特別会員の死亡 10,000円

以上のほか必要とみとめられたときは理事会の協議によりこれを決定する。

第5条（旅費に関する事項）

本会議所の用務をもって理事会より依頼または承認を受けて出張した場合次の通り旅費を支給する。

- (1) 山形より目的地までの往復普通料金相当額（必要に応じて特急料金を加算する）
- (2) 宿泊費は1泊5,000円とし、宿泊数に応じて支給する。
- (3) その他の費用は本人の負担とする。
- (4) 事務局員の公務出張はその実費を支給する。

第6条 (ペナルティーに関する事項)

1. 正会員が定時総会、臨時総会、例会ならびに義務出席行事に欠席の場合は一件につき500円、遅刻・早退の場合は一件につき300円を徴収する。
2. 各委員会の欠席および遅刻のペナルティーは各委員会で決定する。

公益社団法人 山形青年会議所特定資産管理規程

第1条 本規程は、公益社団法人山形青年会議所定款に基づき本会議所特定資産管理に関する事項を規定する。

第2条 特定資産は本会議所の発展のため積み立てる。

第3条 本会議所の特定資産は「公益社団法人山形青年会議所特定資産」と称する。

第4条 特定資産を管理するために特定資産管理委員会を設け、現理事長、前4代にさかのぼる理事長5名を以って構成し、その運用方法を決し、理事長経験者の承認を得る。

第5条 特定資産管理委員会は理事長が委員長となり年一回開催し、委員長が必要と認めるときは臨時特定資産管理委員会を招集する。

第6条 特定資産の運用については第2条の目的より逸脱しない範囲内において特定資産管理委員会の同意を得て総会で決議を得なければならない。ただし、特定資産より生ずる年度内利子収入の運用については理事会の決議により一般会計に繰入れることができる。

尚、年度末の一般会計剰余金については理事会の決議により一部を特定資産に繰入れることができる。